

地域指定年度	昭和 49 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	平成 2 年度
	平成 7 年度
	平成 10 年度
	平成 15 年度
	平成 17 年度
	平成 21 年度
	平成 26 年度
	令和 元年度
	令和 6 年度

石狩市農業振興地域整備計画書

令 和 7 年 3 月
北 海 道 石 狩 市

目 次	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	2
2 農用地利用計画	5
第2 農業生産基盤整備開発計画	5
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2 土地基盤整備開発計画	6
3 森林の整備その他林業の振興との関連	6
4 他事業との関連	6
第3 農用地等の保全計画	7
1 農用地等の保全の方向	7
2 農用地等保全整備計画	7
3 農用地等の保全のための活動	7
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	7
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5 農業近代化施設の整備計画	10
1 農業近代化施設の整備の方向	10
2 農業近代化施設整備計画	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	13
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	13
3 農業を担うべき者のための支援活動	13
4 森林の整備その他林業振興との関連	14
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	14

第8 生活環境施設の整備計画	14
1 生活環境施設の整備の目標	14
2 生活環境施設の整備計画	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	15
第9 付図	別添
1 土地利用計画図（付図1号）	別添
2 農業就業者育成・確保施設整備計画対図（付図2号）	別添
別記 農用地利用計画	別添
1 農用地区域及び用途区分等	別添

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

石狩市は、北海道の西海岸に位置し、北部には増毛町、東部に当別町、新十津川町、南部に道都札幌市が隣接している。石狩川流域に広がる石狩平野の南部は平坦地が形成され、一方の北部には丘陵地帯が広がり、その一部は暑寒別天売焼尻国定公園に指定されている。市域は、南北 67.04km、東西 28.88km で総面積 722.33 km²である。

本市の人口は、昭和 40 年代からの札幌市の発展に伴う急激な増加があり、平成 12 年には約 55 千人までになり、平成 17 年には厚田村・浜益村を編入し、約 61 千人までになったが、近年人口は減少しており、令和 7 年には 55 千人程度になると予想されている。

また、昭和 48 年度に建設が始まった石狩湾新港及びその後背地の工業・流通団地は、まちづくりの方向性を大きく転換させたとともに、本市が目指す北方圏交流の拠点となる流通産業都市の核として発展してきたところであり、不況時には停滞していたものの近年の企業の立地は好調な状況にある。

また、就業人口・粗生産額の面では、第 2・3 次産業が大半を占めており、第 1 次産業が伸びて行く見込みが無いことから、新たに農業の用に供すべき土地を拡大することは考えられない状況にある。

一方、第 2・3 次産業の就業人口についても減少傾向にあり、新たにその用に供すべき土地が急速に必要となる見込みがない状況にある。

以上のことから石狩市総合計画、都市計画に基づく土地利用計画においては市街化区域拡大などの土地利用に関する用途の大きな変動は計画しておらず、引き続き現状の農用地及び農業用施設用地を維持したまま、集団的農地の確保、農業生産の効率化・集団化を推進し、今後の市農業の担い手を育成し、積極的に農地の流動化を図る必要がある。

表 1

単位 : ha、%

区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	年次	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数
現在 R5	5,747	8.0	70	0.1	15,065 (0.0)	20.9	1,759	2.4	0	0.0	49,593	68.7	72,233	100.0
目標	5,747	8.0	70	0.1	15,065 (0.0)	20.9	1,759	2.4	0	0.0	49,593	68.7	72,233	100.0
増減	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

(注) () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

現況農用地約 5,747ha のうち、概ね下記(ア)、(イ)、(ウ)に該当する土地約 5,297haについて農用地区域を設定する方針である。

(ア) 田・畑・採草放牧地について農用地区域の設定方針

下記 a、b、c に該当する土地約 5,190ha について農用地区域を設定する。

a 集団的に存在する農用地

- 10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

- 農業用排水施設の新設変更
- 客土、暗渠排水、深耕、心土破碎等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成
- 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの

(イ) 農業用施設用地について農用地区域の設定方針

本市地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある約 24ha の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 山林・原野等について農用地区域の設定方針

本市地域内には、農地に混在及び隣接する現況山林原野があり、農地の集団性、連担性、効率的利用、農地の保全を図ること、及び農地開発の条件を備えた土地等を考慮し現況山林原野約 83ha を農用地区域として設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

表 2

(単位:ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
石狩	5,034	5,034	0	156	156	0	0	0	0	24	24	0	5,214	5,214	0	83	83	0
計	5,034	5,034	0	156	156	0	0	0	0	24	24	0	5,214	5,214	0	83	83	0

イ 用途区分の構想

(ア) 石狩地区

a A-1

石狩川右岸に分布する 1,377ha の水田営農地帯で、石狩川水系に属する平坦部及び一部沢地帯からなっている。基幹となるかんがい排水をはじめ各種事業が概ね完了し、そのほとんどが一体となった団地が形成されている。土地利用については、今後の田畠輪換に対応する条件を備え、大型機械導入等による生

産性の向上が可能なことから、農地としての利用を進める。

b A-2

石狩川右岸の高台に分布する 265ha の畑地は、本市の中心的な畑作地帯であり、集出荷体制の確立、畑地かんがいの整備が進んでいることから、野菜生産の主産地化計画の基盤として農地の利用を促進する。

c A-3

主要道道石狩手稲線沿線に分布する 98ha の団地。田から畑に転換が図られた地域であり、市街化区域に隣接し労働力の確保が比較的容易であることから、露地型そ菜類を主作物とする都市近郊集約型農業を主体とした農地の利用を進める。

d A-4

主要道道花畔札幌沿線に分布する 4 ha の花川東団地。市街化区域に隣接しており、近年は住宅が建設され、高齢化により農家戸数も減少し転換が図られた地域であり、露地型そ菜類を主作物とする都市近郊集約型農業を主体とした農地の利用を進める。

e A-5

主要道道石狩手稲線の南東側に分布する 6 ha の花川南団地。市街化区域に隣接しており、昭和 40 年代に民間開発業者による宅地分譲により住宅地へと転換された地域であり、飼料用作物を主体とした農地の利用を進める。

f B-1

茨戸川に囲まれた生振に分布する 998ha の団地である。地形は平坦で水田地帯であるが、多くが転作田として畑地利用されている。今後、農地の有効利用と集中化を図り、大型畑作農業を基軸とした土地利用の再編を進め集団的農地の保全を図る。

g B-3

国道 231 号線と茨戸川に囲まれた 100ha の団地。この地域は地下水位が高く排水の整備、客土等を図り畑作可能地として利用を進める。

h B-4

道道石狩手稲線北側、札幌市と樽川営農団地に囲まれた 126ha の団地。都市的開発が進む中、集団的農用地の確保を図る。

(i) 厚田地区

i C-1

厚田川流域に分布する 266ha の団地。水利等稻作に適した諸条件を備えていること、又低コスト生産を行うため農機具の共同利用組合が組織されていることから、今後も水稻に一部野菜を取り入れた土地利用を図る。

j C-2

古潭川流域地帯に分布する 317ha の団地。沢地帯では水稻、丘陵地帯では酪農振興のため、国営開発事業による草地造成など行われている。

沢地帯の水田の大部分は、圃場条件が悪いが、水利等稻作に適した諸条件を備えていることから、今後とも水稻の振興と転作田を利用した野菜の振興を、また、丘陵地帯は酪農家の採草生産基地として活用されていることから今後も採草畠としてそれぞれの利用を図るため農地としての利用を進める。

k C-3

望来川流域に分布する 225ha の団地。水田地帯であり、水利等稻作に適した諸条件を備えていること、低コスト生産を行うため農機具の共同利用組合が組織されていることから、今後も水稻に一部野菜を取り入れた土地利用を図る。

l C-4

正利冠川流域に分布する 162ha の団地。水田地帯であり、水利等稻作に適した諸条件を備えていること、低コスト生産を行うため農機具の共同利用組合が組織されていることから、今後も水稻に一部野菜を取り入れた土地利用を図る。

m C-5

石狩湾に面する 233ha の水田地帯。転作田として砂地を活かした野菜栽培が行われている。また、畑地かんがいの整備が進んでいることから、今後、農地の有効利用と露地型を主に一部ハウスを導入し、そ菜類の生産を振興し、都市近郊型農業として農地の利用を促進する。

n C-6

知津狩川流域の 488ha の団地。川流域では水稻、丘陵地帯では小麦を中心とした畑作が行われている。水稻については石狩土地改良区の受益地等になっていることから、畑地帯については、畑地かんがいの整備が進んでいることから露地型を主に一部ハウスを導入し、そ菜類の生産振興をし、都市近郊型農業として農地の利用促進をする。

(ウ) 浜益地区

o D-1

市営牧場を主体とし、御料地地区・幌地区の延べ 165ha の団地。肉牛振興とともに果樹の振興を図る。

p D-2

浜益川流域に沿った低地に位置する 271ha の穀倉地帯。中心を国道滝川～浜益線、市道川下～実田線を基幹道路として用排水路整備等を終え、今後は土地基盤整備事業を進めるとともに肉牛複合経営として利用を確保する。

q D-3

沢地帯と山間部の平地を利用した 197ha の水田地帯。圃場条件は悪いが、今後は土地基盤整備を実施して水田としての土地利用を図る。

2 農用地利用計画 【別記のとおりとする。】

第2 農業生産基盤整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市地域の農用地区域は 5,304ha で、従来からかんがい排水、客土、暗渠排水、農道整備、排水設備等の土地改良事業を推進してきたが、その中でも特に、水田収益力強化ビジョンに基づき、水田経営の大胆な転換や水田の汎用化が必要となることが予想されるため、用排水路の整備を図るとともに、集落間の農道改良舗装による道路整備率を高めること、更に地域防災対策としてため池の耐震化を図ることを重点とする。

なお、水利用に関する基盤整備については、水田収益力強化ビジョンとの調整を図りながら進める。

a A-1 地区

本地域は、水田地帯であり、水田の汎用化に鑑み排水事業、農道整備事業等を推進する。

b C-1 地区

本地域は、厚田川流域に介在する水稻專業地帯であるので、暗渠・明渠排水、かんがい排水・用排水路等の土地改良事業を推進する。

c C-2 地区

本地域は、古潭川流域の水稻專業地帯と丘陵地帯の採草畠とで形成されているが、水稻專業地帯は大部分が沢地帯で圃場条件が悪いが、暗渠・明渠排水、かんがい排水・用排水路等の土地改良事業を、丘陵地帯は、採草地として酪農家の飼料生産基地になっているため、草地改良等の土地改良事業を推進する。

d C－3 地区

本地域は、望来川流域に介在する水稻専業地帯であるので、暗渠・かんがい排水・用排水路等の土地改良事業を推進する。

e C－4 地区

本地域は、正利冠川流域に介在する水稻専業地帯であるので、暗渠・かんがい排水・用排水路等の土地改良事業を推進する。

f C－5 地区

本地域は、石狩湾に隣接する畠地かんがい用水事業の受益地であるので、土壤改良の推進と野菜生産団地形成に向けた土地改良事業を推進する。

g C－6 地区

本地域は、知津狩川に隣接する畠地かんがい用水事業の受益地であるので、土壤改良の推進と野菜生産団地形成に向けた土地改良事業を推進する。

h D－1 地区

本地域は、森林地帯で農道の整備が遅れているため、農道整備事業を推進する。

i D－2 地区

本地域は、水稻地帯であり基幹となる用水施設については概ね完了したが、未整備地区のかんがい排水事業、圃場整備事業、一部肉牛農家の草地改良事業の実施、並びに大型機械化導入に伴う農作業の効率化、集荷流通体制の確立のため農道の改善整備を促進する。

j D－3 地区

本地域は、沢地帯であり農道の整備が遅れているため、農道整備事業を検討する。

2 土地基盤整備開発計画

現時点では具体的な計画はないが、必要に応じ計画的な整備に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

石狩市森林整備計画との整合性を保ちながら農業生産基盤の整備を推進する。

4 他事業との関連

各種事業については、農業振興地域整備計画と整合性を保ちながら推進していく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市地域内の現状において自然災害等による農用地の土壌浸食や崩壊等は見られないが、耕作放棄地や管理不十分による農用地等の機能低下については、散見され、担い手の高齢化に伴い今後優良農用地の遊休化が進み耕作放棄地が増加する恐れもある。

また、地域防災対策として、ため池等の耐震化が求められており必要な対応を行う。

今後進めるべき耕作放棄地の再整備等については、耕作放棄地の多面的機能の確保に努める。また、地球温暖化防止や生物多様性の保全にも資するよう配意する。

2 農用地等保全整備計画

遊休農地・耕作放棄地について、今後担い手へ利用集積、流動化を図り、地域の状況等により必要に応じて景観作物の植栽等農業以外の利用も検討するなど、耕作放棄地解消に向け農地の保全管理に努める。

3 農用地等の保全のための活動

高齢化による農用地の遊休化については、多面的機能確保の観点から市民農園への活用や新たな担い手への農地流動などによりその保全を図るとともに、日本型直接支払の実施により解消を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

ア 石狩地区

他産業従事者と遜色のない年間総労働時間（主たる従事者1人当たり年間総時間1,800～2,000時間）の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

イ 厚田・浜益地区

中山間地区であり、高齢化が著しい傾向にあることから担い手農家を中心として規模拡大はもとより、農作業受委託や農業機械施設の共同化、効率化を推進し、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり年間総時間1,800～2,000時間）の水準を達成しつつ、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

育成の方向性としては、農業関係機関で構成する農業再生協議会担い手部会において総合的な経営改善（複式簿記記帳による家計との分離、コスト管理、家族経営協定の締結による休日制、給料制の導入、経営規模拡大等に向けた農業経営改善計画の作成等）と担い手への農地流動を推進する。

表3

	営農類型	目標規模 ※1	作目構成	戸数 ※2 (経営体数)	農地流動化 目標面積
家族経営	水稻作+畑作+野菜	ha 21	水稻・小麦・人参・ブロッコリー・馬鈴薯	285	ha 4,885
	水稻作+畑作+野菜	16	水稻・小麦・人参・アスパラ・キヌヤ・スイートコーン		
	水稻作+肉用牛	6.6	水稻・アスパラ・ビーマン・繁殖牛・育成牛・肥育牛		
	畑作+野菜	10	小麦・大根・馬鈴薯・ながいも		
	畑作+野菜	10	小麦・人参・アスパラ・馬鈴薯・スイートコーン・大根		
	野菜	9.5	小麦・キヌヤ・ブロッコリー・アスパラ・馬鈴薯		
	施設野菜	10.5	人参・ブロッコリー・大根・馬鈴薯・南瓜・スイートコーン・休閑緑肥		
	果樹	2.5	ミニトマト		
	—	—	りんご・とうとう・その他果樹	16	
法人経営	水稻作+畑作	54	水稻・小麦・大豆		
組織経営					

※1 参考：R5 農業経営基盤強化促進基本構想

※2 参考：2020年農林業センサス

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

今後育成すべき担い手を明確にしたうえで農業委員会や農業協同組合等との連携体制のもと農業経営改善計画の作成を普及啓発し、計画に基づく基本構想の目標の実現に向けた経営規模拡大を支援し、高齢化等により遊休化する恐れのある農用地を保全しつつこれを効率的かつ安定的な経営体に集積する。

また、担い手の集団化、農作業、農業機械施設の共同化の促進に努め農業経営の合理化を図る。

表4 (単位：ha、%)

農用地等 の流動化	農業機械 の共同利用	耕地利用率
現在 (R5年) 4,280	96	74%
R10年 4,597	103	80%
R15年 4,885	110	85%

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るため、次の方策を講じる。

(1) 地域農業集団の育成対策

生産技術の高度化や農業機械の大型化高性能化が著しく進行しており、個別経営では、現在の農業情勢に十分対応することが困難となってきている。また、水田経営について一部の地域においては、集落型経営体の育成が求められる。

今後は、各地域における圃場条件、作物構成、人的要因を配慮した中で、組織強化を推進支援し、北海道指導農業士など地域農業のリーダー育成を積極的に進める。

(2) 農用地の集団化対策

農用地の規模拡大については困難になってきていることから、土地の地理条件、道路環境等を十分配慮し、所有権移転、利用権設定、作業委託等による幅広い農用地の流動化を図りながら、作付けの団地化、地域ぐるみの輪作への取組み、プロックローテーションなどにより農業機械の合理的運用や効率的な農用地の活用を図る。

(3) 農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業、農地売買等事業（特例事業））等の農用地の流動化対策

農用地の効率的かつ総合的な利用の促進及び農業経営の改善や安定を図るためには、農業振興地域整備計画その他地域農業に関する諸計画の達成に資する対策が必要である。そのため、農地流動化等について農業者自身による調整が困難である対策に関しては、政策的指導をもって公的に地域農業を振興させていくことも求められる。

農業総合支援システムの構築や農業経営基盤強化促進対策事業の推進、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を活かした特例事業を活用した中で兼業農家や未利用農地の所有者との協議を進め、利用権の設定や作目別の生産組織による作業受委託を促進支援する。

(4) 農作業の受委託の促進対策

作目が多様化する中にあって、生産性の高い農業経営を確立するため、各集落を基礎として、担い手と兼業・高齢農業者を結びつけ、農業機械利用や作業の効率化を進め、併せて品質の向上統一化を図るため、法人化やコントラクター導入を推進支援する。水田においては、産地づくり対策の推進の中で土地利用集積等により作業受委託を進める。

(5) 農作業の共同化対策

経営規模の拡大や機械施設の大型化を図るに当っては機械等の共同利用を進めることが必要である。

法人化やコントラクター導入などにより機械施設の共同利用を図り、その利用効率を向上させ、生産技術水準の高位平準化やコストの低減を推進する。

なお、推進に当っては、立地条件及び圃場条件等の地域の諸条件を十分配慮した中で行う。

(6) 農業生産組織の育成対策

地域農業の近代化・合理化を図るためにには、農業生産組織の育成や強化が必要で

ある。今後とも能率的な生産組織の育成を進めるとともに、組織のリーダーの育成と作物の効率作業体系の一体化、総合的な生産組織の育成を図る。

(7) 地力の維持増進対策

水田においては、長期に渡る生産調整制度の中、地域によっては作付け分布が固定化し輪作体系を確立するうえで大きな阻害要素となっている。

今後は地域ぐるみや個別経営体ごとの輪作体系の確立展開を推進支援し、同時に地力増進作物の活用、土壤分析に基づく施肥により地力の増進維持を図る。

併せて、地域の諸条件に配慮したうえで、持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

石狩市森林整備計画との整合性を保ちながら、農業上の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市地域においては、米・小麦・野菜・果樹・乳牛・肉用牛・養豚を重点作物として次のとおり振興する。

施設の整備にあたっては、地球温暖化の防止等に資する施設の整備を進めるよう配意し、エネルギー効率の高い地域農業の振興を図るなど、農業の近代化のための施設の整備に努める。

[米]

需要動向に応じた品種銘柄を栽培特性や土壤条件を考慮し、低コスト生産を進めるなか米麦乾燥調整施設の有効利用を推進し、安全で安心な栽培による生産を進め、消費者より信頼される米産地を目指し、高整粒・低タンパクで均一な売れる米づくりを進め、ブランド力の向上を図る。

各地域の実態に即した土地基盤整備及び、生産組織の充実と機械施設の共同利用等による生産性の向上を図り、地域に適合した優良品種を選択・導入し、普及に努めるとともに、更に品質を向上させるためには土壤中に含まれる成分を十分に分析したうえで施肥設計を行う。また、夾雜物の堆肥化の推進による地力の増強と維持を図ることによる循環型農業を目指し、栽培管理・乾燥調整等により高品質・良食味米の安定生産に努め、全国的なブランド力を持つ産地を目指す。

[小麦]

転作作物の主要作物として需要にあった品種の作付け拡大と、品質・収量の向上を図り、米麦乾燥調整施設の有効利用を進め、農薬の使用基準を守りながら、なまぐさ黒穂病や赤かび病対策を徹底し、実需者に信頼される産地形成を目指す。

連作を避け、適正な作付け割合による輪作を実施するとともに、優良栽培方法を取り入れ、土壤診断に基づき堆肥の合理化を図り、適期播種や農薬使用基準を遵守した適期防除を徹底し、安定した収量と高品質な小麦の生産の向上を図る。

さらに、地力対策と融雪促進による雪腐れ病を防止し長期安定作物としての振興を図る。

[野菜・果樹]

農協の一元集荷・多元販売を基本とし、より一層共選共販の推進に努めるほか、市場流通を中心に品質・出荷量を安定して確保できる産地づくりを進め、産直等による地場消費の拡大を推進する。また、卸売市場の再編を図るとともに、市場外量販店・業務・加工等へ積極的にアプローチしながら確実な販売ルートの拡大を図る。

土づくりを基本として、堆肥導入による保肥力と有効土層の増大に努め、連作障害を回避するための輪作体系の確立による病原菌類の密度低下を図り、品目毎に栽培基準を設定し、その栽培基準に沿った栽培の推進、農薬、化学肥料の適正使用の推進に努め、安定収穫・良質生産を達成するために、かん水等による土壤水分の供給体制を整える。

また、地域にあった高収益につながる作目の開発とブランド化を目指すための新野菜栽培試験を推進し、高収益品目、新野菜導入の普及を図る。

[乳牛]

サツラク農協の一元集荷体制となっているので、今後も同様な推進に努める。草地整備改良を促進し、良質の粗飼料を計画的に生産するなど、自給飼料に立脚した畜産経営の育成により経営体質の強化を図り生産性の高い経営を推進する。個体産乳能力を把握し、牛群全体の能力向上を図ると伴に、経営の合理化・省力化による低コスト化を進め、T P PやE P Aなど市場のグローバル化に対応した国際競争力の向上を図る。

[肉用牛]

育成、繁殖を主体としており、放牧用地や冬期飼料畠の確保等に努めるとともに、市営牧場施設機械の整備など省力システム化により管理技術の向上を図る。

生産コストの低減、良質自給飼料の増産と自給飼料に立脚した良質な畜産物の安定供給の継続を図るとともに、製品の向上、ブランド化を進め、T P PやE P Aなど市場のグローバル化に対応した国際競争力の向上を図る。

[養豚]

優良繁殖豚の定期的な更新による安定生産を目指し、飼育管理技術の改善を図るとともに種豚の向上や伝染病の防止に努め、さらに飼料自給率を高め生産コストの低減を進め、耕畜連携による地域内循環を図る。

(1) A－1・B－1 地区

当該地域は、水田地帯であるが生産調整により水稻作、畑作の混在する地区となった。重点作物は米、小麦、野菜等であるが、米の振興に関しては、色彩選別機による品質の向上と安心安全でニーズを捉えた品質を確保する。

(2) A－2～3 地区

当該地区は、畑作地帯で重点作物は野菜であり、既存野菜集出荷施設の環境整備に努め、新規作物の生産振興を図る。

(3) C－1～4 地区

当該地区は、水田地帯であり転作の実施に伴い田畠の混在した地区である。米・野菜が主であることから、農協を中心に既存農機具共同利用組合と連携をとりながら、農作業の受委託システムを確立し低コスト米の生産を図る。又、転作田の有効活用を図るため、栽培ハウス等の導入と各組合の施設の充実と農業機械整備施設の設置を検討する。

(4) C－5～6 地区

当該地区は、田畠作の混在する地区であるが、畠地かんがい事業の受益地であり、米・野菜を主として、農機具共同利用組合の育成と特産野菜育苗施設、共同選果施設整備を検討する。

(5) D－1 地区

当該地区の市営牧場（御料地）施設機械の整備、並びに肥育センターの有効利用に伴う省力システム機器の導入、また果樹園地における共同貯蔵施設の導入を検討する。雨よけハウスの導入による品質の向上や出荷期間の延長など、良質果実生産の安定化を図る。

(6) D－2 地区

当該地区の重点作物である水稻については水田を中心とした土地利用型農業活性化対策による転作田の有効利用による団地化を推進し、営農集団の育成強化と一貫した共同作業体系の確立による経費節減を目指し、収益性の高い経営を促進し、米並びに転作作物生産の省力合理化を図る。

(7) D－3 地区

当該地区は、米を基幹作物として肉牛生産と併せD－2に準じて整備する。

2 農業近代化施設整備計画

現時点では具体的な計画はないが、必要に応じて計画的な整備に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

石狩市森林整備計画との整合性を保ちながら、農業近代化施設の推進を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者確保についての支援措置としては、地元農業者のもとでの新規参入者の研修についての支援や就農時のビニールハウス設置経費の補助等を行ってきた。しかしながら、新規参入者の就農に当つての土地取得等については、土地の価格が高い等の理由から困難であり、住宅の確保についても厳しい状況となっている。

農業研修体験施設や住宅施設については、今後の就農希望者数の動向を踏まえながら真に必要な状況となった時点で検討する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

現時点では具体的な計画はないが、必要に応じて計画的な整備に努める。

表5

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	農家住宅	北生振544番地15 631.54m ²	後継者	1	
農家住宅	農家住宅	花畔192番地18の内 356m ²	担い手	2	
農家住宅	農家住宅	北生振573番地10 333.10m ²	後継者	3	
農家住宅	農家住宅	北生振857番地2の内 275m ²	担い手	4	
農家住宅	農家住宅	八幡町高岡86番地18 742.70m ²	担い手	5	
農家住宅	農家住宅	美登位356番地3 440.60m ²	後継者	6	
農家住宅	農家住宅	北生振854番地2 400.83m ²	後継者	7	
農家住宅	農家住宅	厚田区望来128番地23 644.22m ²	担い手	8	
農家住宅	農家住宅	浜益区柏木41番地8 799.09m ²	担い手	9	
農家住宅	農家住宅	浜益区柏木41番地7 570.45m ²	担い手	9	
農家住宅	農家住宅	厚田区望来100番地23 654.46m ²	後継者	10	

3 農業を担うべき者のための支援活動

(1) 農業技術・知識の習得への支援

将来後継者となる青年者に対する農業大学修学や道外研修費、新規就農者の農業機械研修受講費用、担い手の生産技術に係る長期研修費等への支援を推進する。

(2) 経営発展支援・経営開始資金等必要な資金手当等の支援

経営発展支援・経営開始資金を活用し就農準備費用を支援するほか、研修受入の農家への費用支援を行い、新規就農者のビニールハウス設置費用への支援を継続する。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

新規就農者の農地取得について候補地斡旋等を行う。

(4) 就農や経営向上のために必要な各種の情報提供体制への支援

農業協同組合や市農業総合支援センター等の機関との連携のもと、経営向上や改善に関する情報提供を推進するための方策について検討し、実施を目指す。

(5) 将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

担い手確保や、農業の多面的機能を發揮するためには、多くの人々の農業・農村に対する関心を誘発することが必要である。

農業体験の受入など、グリーン・ツーリズムや食育の推進方策に関して地域の実情やニーズを的確に捉えたうえで、実施すべきものを検討し実施を目指す。

4 森林の整備その他林業振興との関連

石狩市森林整備計画との整合性を保ちながら、農業を担うべき者の育成・確保施設の推進を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本市は、道央圏の産業や物流の拠点である石狩湾新港地域を有しており、令和5年度末時点で762社が立地、711社が操業している。

さらに、道内の中枢機能が集積されている政令指定都市である札幌市に隣接しており、石狩市民は就業機会には恵まれていることから、農業従事者の他産業への就業についても、今後も安定的に確保される見通しである。

また、農産物の直売や、加工品の生産、農家レストラン、農村体験を絡めた民泊などのグリーン・ツーリズムを推進するとともに、農業の6次産業化を支援することにより、農業従事者の所得向上や就業機会の確保、拡大を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農村部は、政令指定都市である札幌市に隣接し、生活環境は概ね良好であるが、集会所等の周辺環境施設の整備、改善等でより良い環境を創出することを目標とするほか、都市と農村の交流のための施設の必要性についても検討する。

2 生活環境施設の整備計画

良好な住み良い生活環境の確保及び促進を図るため、住民の日常生活に必要な道路、合併浄化槽等の諸施設の配置を検討する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

石狩市森林整備計画との整合性を保ちながら、生活環境施設の推進を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

石狩市総合計画との整合性を保ちながら整備する。